

平成19年度第2回 青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成19年11月12日(月)午前10時30分から
ところ 青森県庁西棟 8階 大会議室

出席委員 10名 今委員長、青木委員、内田委員、加賀谷委員、工藤委員、佐野委員、
田中委員、大黒委員、程川委員、山本委員
欠席委員 5名 佐々木委員、清水委員、加福委員、古川委員、福士委員

今委員長

- 本委員会は通常年2回開催しており、2回目は中間時点までの取組状況を検討することになっている。
本日は、議題の追加があり、例年どおりの中間状況の取りまとめに加えて、今後の取組について大きな話がある。そこに時間を割いて審議したいと考えている。
議題は、第1議題が「青森県行政改革実施計画に係る平成19年度取組状況等について」、第2議題が「今後の行財政改革の推進について」である。
- 進め方は、これまでどおり、順次、県側から説明していただいた上で意見交換することにした。意見交換の方法についても、事前に委員から提出されているご意見があるので、それについて提出委員からの説明と県側の説明を行い、その後、提出委員からの再質問、それから、その他の委員からご意見・ご質問等をいただきたいと考えている。
- それではまず、第1議題の「青森県行政改革実施計画に係る平成19年度取組状況について」、県から説明をお願いします。

若宮行政改革・
危機管理監

- 私から、資料1に基づいて、平成19年度取組状況等についてご説明申し上げます。
- 「1 青森県行政改革実施計画に係る平成19年度の取組状況」
前倒しを含む新規実施分35件、継続実施分182件、合計217件に取り組んでいる。
表中、新規実施分の取組実績が実施計画に比べて1件増となっているが、これは、岩木川第一発電所の譲渡が平成26年度実施予定のところを平成19年度に前倒し実施することによるものである。
- また、大綱の総仕上げに向け、試験研究施設及び県立保健大学の地方独立行政法人化などのまだ残っている実施項目についても積極的に取り組んでいる。
なかでも、試験研究施設の地方独立行政法人への移行については、工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターを統合し、平成21年4月1日に一つの地方独立行政法人を設立するという基本方針のもと、地方独立行政

行政経営推進室
林室長

法人への円滑な移行及び試験研究業務の弾力的、効果的な運営の実現を図るため、具体的な制度設計等に着手しているところである。

○「２ 平成１９年度の取組に係る進捗状況」

実施件数２１７件の進捗状況ごとの内訳は、が６３件で、既に予定どおり実施済である。それから、○が１１９件で、取組が相当進んでいる、が２０件で、取組がある程度進んでいるものとなっている。
●が１５件になっているが、これは、年度末にかけて検討・決定するものであり、ほとんどが組織関連の取組などであるが、うち１件は、青森空港の着陸料減免の見直しである。

以上のような進捗状況であり、おおむね順調に取り組まれていると考えている。

○「３ 経費削減等の見直し効果」

平成１６年度から平成１９年度までの取組実績並びに平成２０年度の実施計画に基づく県行政全般にわたる見直しの効果として、４０２億円（一般財源ベース）の削減効果等が見込まれている。

本年６月時点の平成１８年度の実績取りまとめの段階では、３８２億円であったが、それを２０億円ほど上回る削減効果が見込まれる状況である。

ちなみに、行政改革大綱を策定した平成１６年度時点に見込まれていた削減効果見込額は３２０億円であるので、大ざっぱに言えば平成１６年度から平成１９年度までの取組とその間の徹底・加速により、約８２億円の増加が見込まれる状況となっている。

○ 私から、具体的な取組状況についてご説明を申し上げる。資料３として、取組の詳細な内容をお配りしているが、本日は資料２に基づき、主な実施項目の取組状況について、資料３の内容をかいつまんでご説明させていただく。

○「組織の簡素・効率化」

出先機関の廃止として、１９年度末を目指して青森県農林総合研究センター砂丘研究部の廃止を行う計画である。

また、警察署、交番・駐在所の統廃合として、今年度、９駐在所の廃止及び１交番の新設を行うことにより、交番等の数が今年度当初の１６９カ所から来年度当初は１６１カ所になる計画である。

○「職員給与の適正化」

諸手当等の見直しとして、旅費の見直しを行った。

○「事務処理の効率化」

総務事務センターを設置して、平成１９年４月から、出先機関を含めた全機関を対象として、給与等の集中処理を開始している。

○「持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営」

財政運営の基本的な考え方として、現在、編成作業を行っている平

成 20 年度当初予算の編成に向けて、マイナス 3 %から 20 %の限度額を設定して予算編成に取り組んでいるほか、中期財政試算のローリングを実施したところである。

○「行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し」

県立下北少年自然の家を今年度末でもって廃止する計画としている。なお、廃止後の施設はむつ市へ無償譲渡する予定としている。

県立病院の改革として、平成 19 年 4 月から県立病院に地方公営企業法を全部適用し、企業会計の全部適用という形で改革を進めている。

既存電気事業である岩木川第一発電所を、平成 19 年度末で廃止することとしている。なお、廃止した施設は、民間事業者の東北電力株式会社へ有償譲渡する予定としている。

○「民間活力の活用」

民間移譲としては、県立安生園、八甲学園、知的障害者福祉センターなつどまりを平成 19 年 4 月 1 日より民間移譲したところである。

指定管理者制度では、県立自然ふれあいセンターについて、指定管理者の選定を現在行っているところであり、平成 20 年 4 月から指定管理者による管理を実施する予定である。

○「地方独立行政法人への移行」

試験研究施設については、工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターを統合して、平成 21 年 4 月 1 日に一つの地方独立行政法人を設立することを基本方針として臨むこととしている。

県立保健大学については、平成 20 年 4 月 1 日に公立大学法人青森県立保健大学を設立することとして、県議会等の議決をいただいたところである。

○「公社等の改革」

公社等の統廃合として、青森県すこやか福祉事業団及び青森県国際交流協会を、平成 19 年 4 月 1 日より民営化したところである。

以上です。

今委員長

- ありがとうございます。ただいま県側から説明があった内容について、事前に意見をいただいた委員からご発言いただくところであり、実は、田中委員から事前意見をいただいているが、自宅を出られたものの道路事情が大変悪くて、今、移動途中のようである。

ペーパーで提出されているので、事務局に代読していただき、それに対してご説明をお願いします。

行政経営推進室
小笠原副参事

- それでは、田中委員の事前質問について代読させていただく。
最初の質問は、No.19 の弘前県土整備事務所目屋ダム管理事務所の廃止と No.98 の青森空港着陸料の減免率の見直しについて、達成見込

	みに●がついているけれども、これについて説明していただきたいというもの。 質問の2は、No.101の工業用地の分譲、貸付の促進に関して、企業誘致活動を積極的に展開するとあるが、その成果はどのようなになっているのかという質問。 質問の3は、No.85の効果的な差し押さえ財産の公売方法の導入実施について、インターネット公売を5回実施したとあるが、その成果はどのようなになっているかという質問。 以上です。
今委員長	○ それでは、ここまでのところでご説明をお願いします。
監理課 竹内企画調整報道監	○ 目屋ダム管理所の廃止については、これまで国との協議を重ねてきた。その結果、「廃止時期については目屋ダムの管理機能が失われる時点」とすべきとの国の見解が示され、現在の行政改革取組期間内での目屋ダム管理所の廃止ができなくなったものである。 ○ 次に、青森空港着陸料の減免率の見直しについてである。青森空港においては、JALの経営再建に伴い、平成17年3月から11月にかけて東京線が減便されたことや、本年10月から福岡線が運休されるなど、厳しい情勢となっている。また、テロ対策の一環で保安体制の強化が求められ、航空会社の費用負担が増えている状況になっている。 一方で、青森空港では計器着陸装置等の高カテゴリー化(CAT)により濃霧の欠航が減少し、JALの増収にもつながっている。 しかし、他の地方空港で減免率を見直ししていない中で、青森空港の着陸料を値上げした場合、1つとして、さらなる減便、路線運休や航空運賃値上げに波及し、利便性の低下を招くおそれがあること。2つとして、企画政策部が中心となって進めているダブルトラック体制の復活、既存路線の増便、新規路線の開拓及びチャーター便の拡大に向けた各種取組に影響を及ぼすおそれがあることなど、着陸料値上げによるリスクが大きいことから、他空港の動向も勘案しながら、慎重に対処する必要があると判断し、減免率を見直する空港条例の改定を見送り、検討を継続することとしたものである。 以上です。
商工政策課 中嶋企画調整報道監	○ 企業誘致活動の成果についてである。 企業誘致活動としては、知事によるトップセールス、そして大消費地圏における産業立地フェアの展開、さらには、市町村と連携した直接的な企業訪問を通じて、本県の立地環境の積極的なPR等に努めているところである。その成果として、企業誘致件数が、平成16年の

税務課
柿崎課長

5件に対して、平成17年度は11件、平成18年度は15件と増加傾向にある。

誘致企業は、雇用面など地域経済に広く波及効果をもたらすものであり、ちなみに、誘致企業の県内製造業に占める割合等について申し上げますと、事業所数では10.8%であるが、従業員数では30.7%、製造品種価額では51.8%と、全体に占める割合が非常に高い。このことから、本県の経済、雇用への貢献は大きいものと考えている。

以上です。

- インターネット公売の成果についてお答えする。

平成19年度のインターネット公売は、昨年度より2回多い合計8回の実施を予定しているが、これまで5回、具体的には5月、6月、7月、9月、そして10月に実施し、差押え財産21件、内訳は、自動車2件、動産が19件となっている。以上については売却決定され、その売却価格は合計で103万円余となっている。

今後も、12月、1月、3月に、残り3回のインターネット公売を活用して、差押え財産の換価の促進を図り、引き続き、平成19年度の県税の徴収率の向上に努めてまいりたい。

以上です。

今委員長

- ありがとうございます。田中委員がまだおいでにならないので、他の委員の方からご質問・ご意見等をお願いします。

大黒委員どうぞ。

大黒委員

- この間、マスコミ、新聞等で拝見すると、県病と八戸市民病院でヘリポートの誘致合戦をしているとのことであるが、県では県病にするような意向の記事を拝見した。

しかし、読んでみると、県病にヘリポートを誘致するためにはかなりの費用とこれから大きな準備が、人材とか場所とかいろいろあると思う。八戸では、その点はいつでも、来るよといえはすぐに受け入れられるという体制にあると。

これはマスコミ報道であるから詳細なところは分からないが、こういうところも行財政改革の一環から、現実を受け入れられる地点があるのであれば、そちらのほうを優先したらいかがであろうか。これからやる行政サービスについても、そういうことを検討なされてはいいがと思う。

ひとつご検討いただければと思います。

経営管理課
阿部副参事

- ヘリポートの関係でのお話であったが、まずもって申し上げておきたいのは、今回、県立病院の救命救急センターの整備に関しては、へ

健康福祉政策課
内山企画調整報
道監

リポートというものに関わりなく、平成１７年１２月に県立病院改革プランを策定しており、その中で、現在の県立中央病院の救命救急体制が非常に弱いということがあって、県民に対する医療サービスの向上という観点で、まず救命救急体制を整備していこうというものである。

新聞では、面白可笑しくというか、書かれているわけであるが、必ずしもヘリポートと連動して体制を整備するということではなくて、もともと中央病院の救命救急体制自体を医療サービス向上の観点から、行財政改革はそれはそれとして踏まえながら、やっていきたいと考えている。

以上です。

今委員長

- 追加して申し上げる。
ドクターヘリについては、現在、協議会で検討中であり、今後さらに上の審議会で検討された上で、県で設置をどちらかに決めることになっている。

山本委員

- よろしいですか。今のご意見は、検討のときに行革の視点を入れてほしいという意見だと思うので、そこは十分考慮していただきたい。
はい、どうぞ。

- 平成１９年度の取組状況をご説明いただき、取組状況の進捗状況が８５％で、２１７件取り組んできたということである。そして、主なものとして、施設等の再編・廃止、２つ目として、定員の適正化などいわゆる人件費に係る項目、そして、民間移譲・管理の拡大という視点で実施してきたということであるが、この８５％の比率の中で、何が一番大きな比率で実施されたのかお聞きしたい。

我々とすれば、皆さんからの説明とか、資料もいただいているので、ある程度理解はするが、一般の人たちは、ホームページを見てもすぐに分かるのかなと疑問を抱く。分かり易くしていただければいいのではないかと思う。

例えば、資料３の整理表であるが、それぞれの実施項目毎に、進捗状況とか達成見込みがあるが、この達成見込みの後に備考欄でもいいが、アバウトでいいし分かるものでいいので、削減額、どのくらい効果があったのかということを書いていただければ、極めて分かるのではないかということである。次回からそういうことも参考にしていいただければ、新しい委員の皆さんも取組状況が一目瞭然に分かるのではないかと考える。

- その上で、具体的にいくつかご意見を申し上げたい。
１つは、これまで市町村合併がかなり行われており、それに伴い、

行革関連で進行が早まっていけるような取組だとか、いったん県と関係自治体で考え直して慎重に対応するものがあると思うが、教育事務所の再編の例でいくと、これはもっと早めてもいいのではないかと私は思う。もう合併しているので、従来であれば、それぞれの市町村ごとに教育委員会や教育事務所などあったと思うが、そういう関係の進みぐあいは、対応によっては早めてはいいのではないか。

- 次に意見であるが、これはいろいろ議論があるところだと思うが、私もいろいろな県の審議会の委員をさせていただいた中でちょっと感ずるのは、委員数の削減や運営の合理化はもちろんだが、さらに一つ考えていただきたいのは、確かに学識者の方もあろうかと思うけれども、委員によっては相当高齢の方が就かれている。それはそれで、運営上支障を来さなければいいが、例えば、趣旨と違うような発言をしたりということで、運営の中でどうなのかなということに何回か出くわしたことがある。

年をとっているからということではないのかもしれないが、いずれにしても、原則的には75歳以上の方は体力的にもどうなのかなという思いがあったので、この際、発言をしてみた。

そういう高齢の方には各種懇話会、委員会の委員に任命すべきではないのではないかという考えを持っている。

- ついでに申し上げますと、県庁界隈の、多分、新町商店街だと思うが、売上げが伸びないという。従来、お昼休みは県庁の職員も、45分に15分プラスして1時間の休憩をとっていたと思うが、これがいつかの時点で15分がカットされて45分になった。そういう影響もあって、新町商店街の売上げが伸びていないという趣旨の要請を県にしたという報道を目にした。

しかし、休憩時間を伸ばせば本当に売上げが伸びるのか。職員にすれば休憩時間を伸ばしてあげたほうがいいだろうと思うが、そのことと、売上げが伸びていくということは、果たしてつながっているのかなという思いを私はしている。

なぜかという、これは青森県だけでなく自治体や国家公務員の相当なバッシングがあって、県の職員についても、ここ数年来、賃金カットされているという状況がこの界隈の売上げにもつながっているのではないか。違ふとすれば、それはまた別の見解になると思うが、私はそういう見解を持っている。

できれば、冒頭言われた、定員適正化や諸手当等の見直しとかは、なるべくであれば、職員の賃金については、もう少し考慮していただきたいということをお願いしたい。

以上です。

行政経営推進室 林室長	○ 資料３の取りまとめ方については、今後、委員のご意見も踏まえながら、どういうふうに資料を取りまとめれば一番ご理解をいただけるか、その点は十分これからも検討してまいりたい。 ○ その上で、現在の効果の部分についての進捗状況について、若干補足してご説明申し上げる。 資料１の「３ 経費削減等の見直し効果」で申し上げたように、平成１６年の行政改革大綱の策定時点では、５年間の取組の効果額は３２０億円であったものが、現在の時点では４０２億円と、約８２億円の効果額の増となる見込みである。 その効果額の拡大の大きな項目として我々が実感として持っているのは、定員適正化の項目であり、前倒しで進行し、各年度の効果が１年早まることによって、効果額が拡大してくるということが、この８２億円の効果の拡大の最も大きな部分であると認識している。
教育政策課 月舘企画調整報道監	○ 先ほど教育事務所の再編を早めてよいのではないかというご発言があったが、教育委員会としても、市町村合併のあり方等を踏まえながら、今現在、検討しているところである。１つは、昨年度、教育基本法が改正になり、それを受けて、今年度は、学校教育法、地教行法等の改正が行われたので、それも踏まえて今後検討してまいりたいと考えている。 また、早めたほうがよいということについては、担当課にその旨のご発言があったことを伝える。
人事課 小寺課長	○ １点目の附属機関については、これまでも社会経済情勢の変化等を踏まえながら、その設置の必要性も含めて、常に見直しを行っている。具体的には、平成８年度に附属機関等の管理に関する要綱を定めており、その中で、各委員の選任の基本方針とか、在任期間の制限や重複任命の制限等について規定し、適切に管理してきている。 今、委員からご意見をいただいたので、今後ともそういったご意見もまた参考にしながら対応してまいりたい。 ○ ２点目は、職員の昼休みに関してご意見をいただいた。 お話のように、中心商店街のほうから、売り上げが減ったということで２度にわたって要望をいただいている。そういった要望を踏まえて、県としては、職員に対するアンケートを実施しているところである。 今月末まで実施することになっているので、そのアンケート結果も踏まえて、また対応してまいりたい。
今委員長	○ ありがとうございます。山本委員、よろしいですか。 それでは、大黒委員、お願いいたします。

大黒委員

- 委員の中にはいろいろな意見の人がいるということで、今の山本委員のように、県庁職員の給与について、できるだけ下げるのは控えてほしいというご意見もあったが、同じ委員の一人として、私は、それぞれの地域の行政体の職員は、その地域の住民の経済状態によって変わってもいいのではないかと考えている。

景気のいいときは職員の給与も高くてもいいと思うが、悪いときにはそれなりに我慢をしてもらう。地域の景気がよくなれば、もちろん行政の職員の給与も上がるけれども、悪いときには少しお互いに我慢しましょうよということがあってもいいのではないかと考えている。

これに対して、別にご意見をいただきたいとは思わないが、そういう意見の委員もいるのだということをご理解いただきたい。

今委員長

- ありがとうございます。さまざまなご意見があるわけだから、ご自由にご発言いただきたい。ほかにご質問・ご意見等、ご発言ございませんか。

工藤委員、お願いいたします。

工藤委員

- 私は建築関係の仕事をしているもので、そのことで意見を述べさせていただきます。

6月20日に建築基準法の改正があり、一連の耐震偽造の問題から確認申請の手続きがかなり厳しくなった。それから4カ月ほどたっているが、確認の審査機関というと、青森県の各県民局、青森市、八戸市、弘前市の3市、それから、建築住宅センターとか民間の検査機関があるが、皆それぞれに法律の解釈が一律ではない。

例えば、青森に提出して通ったものが中南など違う地域に出すと、それはだめだということもある。できれば、最低でも県の機関は様式とか方針とかを早急にまとめて提示していただかないと、建設業は今、非常に混乱している。

公共事業でも補助事業になると、年度内に工事を終わらせないといけないのが、確認申請がなかなかおりないということで、工事がどんどん後ろのほうに行って、年度内の完成も厳しくなっている。そうすると、確認がおりる前に事前着工しなければならないとか、そういう現状も出てきている。

早急に各地域の県民局の方々が意見統一して、こうなんだよというものを示していただきたいと思っている。

今委員長

- 分かりました。今の点について、各地域がバラバラに対応しているということになると、行革によって統合している、又は逆に各地に権限を分けているものがあると思うが、そのことが今のようなことに関連しているのかどうかという懸念もある。

監理課 竹内企画調整報 道監 今委員長	○ 今のご意見につきまして、担当している建築住宅課のほうに伝えて、その辺の統一を早く図るようにしたい。
	○ こういう建築業者の意見があるということを、県では承知しているか。
監理課 竹内企画調整報 道監 今委員長	○ 確認申請に時間がかかっているという説明は受けている。このため、国と調整をとって説明会を開くということは聞いている。
	○ せっかく行革をやって成果を出そうとしているときに、具体的な問題のところでトラブルが起き、行革のためにかえって混乱が大きくなったとか、そういう印象を持たれると、行革の意図といいますか、効果に対して疑問が出てきたりする。それは好ましいことではないので、早急に何らかの対策が必要ではないかと思うが、いかがか。 全体的な姿勢の話でもよろしいが。
若宮行政改革・ 危機管理監	○ 行革そのものによる影響というよりも、むしろ姉歯事件を契機にしたいいわゆる建築確認制度の方向転換が、今、お話のような状況の直接的な原因になっているように思うが、そのほかにもメディアなどでもいろいろ報道されたり、ほかにも改善しないといけない状況などがあると思うので、それらを十分踏まえて、今、当局から回答があったように、できるだけ早く対応していくということになると考えている。
今委員長	○ ありがとうございます。いずれにしても、行革ということに関わっての委員会であるので、行革を進めたことが体制の効果をかえって下げたということになるといけないというご指摘なので、そこは配慮していただきたい。 ほかにございませんか。どうぞ。
青木委員	○ 先ほどからお話が出ている職員給与についてであるが、人件費の歳出に占める割合が大きいということで重要な問題になってくと思う。 私自身としては、職員の給与を維持するべきだとか、下げるべきだとか、そういう意見は持ってはいないが、手当に関しては、この行革を契機として見直すなり、ムダなものがあったらそれを廃止するなり、その手当を取り入れた時期と今と時代が違うということで、全く別の手当にするなり、そういう見直しは必ず必要だと思うのだが、資料３の「諸手当等の見直し」を見ると、実施内容に「見直しを行う」「見直しを行った」としか書かれていないところがあり、見直しをした結果、例えば、廃止したのか、手当の額を減らしたのかという具体的な

人事課
小寺課長

内容が伝わってこないところがある。その辺を具体的に分かるような表現をすれば、少し分かりやすいと思った。

- また、資料２の「旅費の見直し」に関して、日当を廃止することによってどれくらいの削減を見込んでいて、また、新たに旅行雑費というものを新設するようだが、これによってプラスの歳出があると思うので、この辺に関する効果をできれば具体的に教えていただきたい。

- 初めに、諸手当の見直しについてのお話があった。

手当の見直しについては、平成１６年度に見直しを行い、平成１７年度から見直し後の制度をスタートさせている。

具体的な中身について資料からはなかなか分かりづらいというお話があったが、例えば、県税事務手当については、従来、月額で支給していたものを廃止するとか、従来、月額で支給していたものを日額に変更するとか、あるいは、従来の支給対象としていたものを対象外にする。具体的にいうと、それまでは県税事務所の総務課や管理職手当の支給を受けていた職員についても、月額で支給されていた部分があったわけだが、そういった職員については廃止をするという見直しを行ったり、あるいは、日額手当の支給対象業務の見直し、具体的には賦課ですとか徴収等に関する業務で、現場の業務に従事した場合に限って支給するといった形での見直しを行っている。

確かに、資料３で見ると、具体的にどういった見直しが行われたのかというところで見えづらいところがあるので、その点については、今後、表現上工夫をしていきたいと思う。

- 第２点目に、旅費の見直しについて発言があった。

旅費については、従来、日当ということで、特に東京等に出張した際には、いろいろな都内の移動旅費であるとか、出張に伴う雑費、電話等を通じた連絡業務等々があるので、日額で一括支給するということで対応してきた。しかし、現実的にみると、昼食費も含めて日当という形で支給していたわけであるが、昨今の情勢から、果たして旅費の支給内容として昼食代を含むのがいいのかどうかとなると、なかなか現実的には一般の県民の理解を得られないだろうということもあって、具体的に日当の中身について見直しを行った。

その結果として、昼食費等については、それは本来的にどこにいても食べる分であるから、その分は除外しよう。ただし、遠距離に行った場合については、いろいろな業務の関係で連絡調整業務は生じるので、そういった観点から、旅行雑費を支給しようということで、旅費の見直しを行っている。それと、最終の用務先まではきちんと旅費として支給しようということで見直しを行ったところである。

今、委員から、具体的に日当を廃止したことによってどれくらいの経費削減がなされて、あるいは、旅行雑費を新たに設けたことでどれ

くらいの増としての経費がかかるのかというお話があったわけであるが、実は、平成１９年度から今の制度に移行しているので、具体的な影響額としてどれくらいになるのかということは、まだ具体的に把握できない状況にあるけれども、１年間を通じて、例えば、予算で見たときにこれまでとどう違ってきているのかということも含めて、また影響額の把握方法についても検討してまいりたい。

以上です。

今委員長

- ありがとうございます。最後の効果のところは、先ほど山本委員からもあったように、とかではなくて、金額が出せるものに関しては出したほうがいい、そのほうが分かりわかりやすいという意見なので、今後検討していただきたい。
- また、「見直し」だけだと、見直した結果どうなったのか、廃止になったのか、減少になったのか、限定して支給するようになったのか、結果も、狭いスペースだけれども、書かれたほうがよいのではないかとということである。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

- 今回は今年度の中間的な取組状況の検討ということだが、幾つかご意見があった。

結果の分かりやすさというものの、特に行革は県民に向けて県のサービスが変わるということもあるわけだから、県民の理解を得ることが大変重要であるので、分かりやすさをもっと重視して欲しいというのが今回の意見で幾つかあったと思う。

それから、人件費等に関しては、両方の意見があった。

幾つか意見があったけれども、全体としての、○、この状況からみても、順調に推移していると考えられるかと思う。●はあるが、これはこれからということなので、おおむね順調に進んだと評価しているのではないだろうかと思う。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

- 次に、第２番目の議題「今後の行財政改革の推進について」、県の説明をお願いします。

財政課
福田課長

- 私からは、資料４に基づきまして、「青森県の行財政改革の次なるステージに向けて」をご説明させていただきます。

- 「１ これまでの行財政改革への取組み」

(１) 生活創造社会の実現に向けて

平成１５年１１月に財政改革プランを策定し、現在、財政改革に取

り組んでいる。

○（２）これまでの財源不足額への対応

策定時点においては、５年間で２，０３２億円の財源不足が予想されたところである。資料にある１，５８１億円とは、５年間のうち４年間で幾らかということであり、当初、１，５８１億円の財源不足を想定しながら取り組んできた。

しかしながら、その後、平成１６年度以降、新聞等でも報道されているように、地方交付税総額の大幅な減額という非常に厳しい状況があった。その影響については、地方交付税総額の減少による財源不足額の拡大という状況があって、結果として、当初想定していた１，５８１億円という財源不足が、地方交付税の削減などに２，９４３億円とほぼ倍増してしまったという大変に厳しい財政状況にあったわけである。

財政改革プランの際に財源不足額の解消策として１，４８２億円の改革を行うという方針であったが、この非常事態に際して、行政改革の加速などによって、さらに、特例債の活用も含めて１，０８５億円の財源を確保し、合わせて２，５６７億円の財源を確保することで、財政再建団体への転落を何とか回避してきたという状況である。

本県としての懸命な努力をやってきたわけがあるが、元来、自主財源に乏しいという財政構造の脆弱さを抱える本県の特徴ということと、国の地方財政対策の交付税の減ということが合わさった結果、残念ながら、持続可能な財政構造の確立に向けては、現在、道半ばという状況となっている。

○（３）これまでの行財政改革による成果

一方で、これまでの懸命な努力ということで成果が上がっている部分、あるいは、地方交付税の削減によって、引き続きまだ課題が残っている分、２つ合わせていろいろな面がある。

まず１つ目として、これまでの努力によって、大きな成果を上げた部分としては、元金ベースのプライマリーバランスが非常に回復・改善をしているということである。平成１９年度当初予算ベースで見ると、その収支はマイナス１１億円であるが、その数字の意味は、去年に比べて県債残高がどれだけ増えたのかということである。そういった意味では、１８年度から１９年度まで、県債の伸びを１１億円に抑えた、ここまでストック面での改善が進んでいるということである。

また、大変巨額な財源不足があったわけだが、本県の悲願である新幹線などの前向きな諸施策に関する財源もあわせて講じた上で、先ほど申し上げた２，５６７億円の財源を確保できたということ、単に財源不足に対する対応ということに終始しているのではなく、前向きな諸施策に対する財源も十分に確保できてきたということである。

○「２ 行財政改革の今後の課題」

(1) フロー面での財政状況

一方で、改革の進展という部分とは対照的な部分、厳しい課題が残っている面がある。それは、フロー面での財政状況、具体的には、財源不足額、毎年どれだけ基金を取り崩さなければならないかという数字である。

残念ながら、地方交付税は16年度以降大きく減っているのも、基金の取り崩し額も、平成17年度以降拡大している状況となっている。

こうした状況のもとで、ストックとフローで大変対照的な状況があるということである。

○ (2) 持続可能な財政構造の確立に向けて

やはり本県で最も注意しないといけないのは、財政再建団体、あるいは法律が変わって名前が少し変わるが、財政再生団体への転落である。これは夕張の話で最近話題になることが多いが、そこは何としても回避をしたいということである。

そうした中で、ストック面の改善という意味では、平成20年度当初予算において、県債残高が、今までずっと増加してきたわけであるが、元年ベースのプライマリーバランスの黒字化を何とか達成して、県債残高を減少に転じさせたい。こういったところまであと一歩という状況になっている。

一方で、基金残高が減少している中で、財政再建団体、あるいは財政再生団体への転落の可能性は引き続き、依然として存在している。こうした部分にも当然、目配りをしながら今後の財政運営をしていかなければならないということである。

最終的には、財政収支の均衡ということを目指すことが必要なのわけであるが、当面、まず毎年の歳入で毎年の歳出を賄っていく。現世代の自給自足という意味においては、前世代から引き継いだ基金を取り崩した部分は、前世代から引き継いだ借金の返済に充てていく。それ以外の部分では、ちゃんと収支が均衡できるような、ここでは仮に現年度財政収支という言葉で述べているけれども、そういった財政構造を当面目指していくということが現在求められているということで、一つ方向性としてお示しをしている。

繰り返しになるが、今後目指していくべきは、今申し上げた、現世代での自給自足、もう一つは、当面、財政再生団体へ転落しないこと、この2つが大きなポイントになるうかと思っている。

○ (3) 身の丈に見合った歳出規模への改革努力の継続の必要性

人件費については、抑制ペース、水準ともに東北平均並みとなっているが、北東北3県で見れば、まだ少し高い水準にある。

普通建設事業費については、絶対水準、身の丈水準どちらで見ても、東北でトップの高い水準となっている。それから、これまで緩やかに東北平均との乖離は縮小する方向で進んできているが、平成19年度

は他県が非常に大きな抑制を行った結果、その乖離が拡大する傾向になっている。

ただ一方で、ピーク時から見ると、ほぼ半減というのは東北のほかの県と同じような状況である。

○「３ 持続可能な行財政基盤の確立に向けた次なるステージ」

（１）背景

変化の激しい時代にあっては、その時代に合わせた行財政体制の構築ということ、これは不断の努力が求められるということではあるが、先ほど申し上げたように、やはり基金の取り崩しがまだ非常に大きな状況になっているという意味では、行財政改革を引き続き行っていく必要性が高いのではないかということである。

○（２）内容

大変重要な今後の課題として４点、あるべき方向性、考えられる方向性をお示ししている。

１つ目は、２１年度以降、引き続き目標を掲げつつ、身の丈、財政力に見合った行財政構造の構築など、安定した行財政基盤の確立が必要ではないかということ。

２つ目は、青森県を財政再生団体に転落させないということ。

３つ目は、財政対策だけに終始するのではなくて、青森県が目指すべき生活創造社会の推進、こういったものにきちんと取り組んでいくこと。そして、そのための財源は、やはり改革を通じて確保していくべきこと。

４つ目は、量的な抑制ということはこれまで大変懸命に取り組んできたわけであるが、それとともに、質的な面からの改革の深化・加速といった視点も大事ではないかということ。

こういった、４つの考えられる方向性をここで掲げさせていただいている。

○「４ 今後のスケジュール」

行財政改革については、財革プラン、行革大綱ともに平成２０年度で一つの区切りを迎える。２１年度以降をどうするかを検討については、その区切りに先立ち行わなければならない。そのために、平成２０年末ごろまでに次期行財政改革の策定というものを目標とし、検討については、１年ほどその区切りに先行することになるが、その進め方については、後ほど説明させていただく。

○「５ 今後の財政見通し」

（２）平成２１年度の財政見通し

先行き大変不透明な時代となっており、なかなか確たることを申し上げることは難しいが、当面、地方一般財源総額、すなわち県の収入は大変に厳しい状況が予想される。国の歳出・歳入一体改革、これは平成２３年度まで決まっている内容であるが、そうしたもの

に基づく内閣府の試算、あるいは、21年度までの総務省の地方交付税の試算といったものを念頭に置くと、地方一般財源総額は、よくて横ばい、悪いとさらに落ちるといった厳しい財政状況が予想される。

今回、そういったことも踏まえて、従来は平成20年度まで試算していたところを平成21年度も試算を行い、さらに2つの場合、従来と同様に基本的に前年同額が確保できるというケース1、そして、今後も総務省の試算に基づいて地方交付税が毎年落ち、一般財源総額が毎年30億円から40億円ずつ減少していくケース2、この2つのケースについて試算を行った。

その結果、平成19年度の財源不足額は198億円であったが、平成20年度には、ケース1の場合で246億円、ケース2の場合だと279億円。平成21年度には、ケース1の場合で330億円、ケース2の場合で399億円といった巨額の財源不足が機械的試算においては予測されるところであり、結果として、現在の基金が平成21年度には枯渇してしまう。これは行財政改革効果等を織り込まない機械的な試算であり、平成21年度以降は行革を全く行わないという極端な前提ではあるが、一方で、数字は正直なものであるだけに、これだけ厳しい財政状況に立ち至っているということは事実であると思っている。

それだけ厳しい財政状況を乗り切って、何とか財政再生団体への転落を回避して、さらに、身の丈に合った財政を構築していくためには、今後、平成21年度以降も改革をお願いする必要があることをお示しした見通しであると思っている。

以上です。

若宮行政改革・
危機管理監

○ 引き続いて、私から、資料5に基づいて、今後の推進体制について申し上げる。

本県の持続可能な行財政基盤の確立に向けた次なるステージとしては、行政改革と財政改革を一体的に推進することを基本として、その策定時期については、平成20年末ごろを予定している。

そのため、これからの取組としては、現在の行政改革、財政改革の仕上げと、次の行財政改革の策定、この2つを並行して行うこととし、これに向けて、知事を本部長とする庁内推進本部は、これに向けた体制を新たにつくることとしている。

これに合わせて、第三者委員会についても、現行の改革についてご審議をいただいている当委員会と、次の改革についてご審議をいただくことになる新委員会との重複した設置を避けて、効率的な運営を図るという観点から、新たな第三者委員会のもとで一体的にご審議をいただきたい。したがって、本委員会は今回をもって発展的な終結とさ

せていただきたいと考えている。

委員の皆様には、おおよそあと1年ほど任期を残しているところであるが、以上のような事情をご理解の上、引き続き、本県の行財政改革の推進についてご理解をお願い申し上げたい。

今委員長

- ありがとうございます。ただ今説明があったように、我々が進捗管理をチェックしてきた計画は、平成16年度から始まり今年が4年目で、トータル5年で残り1年を残しているという状況であるが、特に外部の状況が一向に好転しない。平成16年に計画をつくる前から私も関与しているけれども、この計画をつくっていけば、どうにかやっていけるだろう。そして、地方分権という大きな流れがあるので、もっと地方も財政的にもよくなるのではないかと、これは私個人の見通しがあって、5年間たてばもっとよくなるのではないかと考えていたわけであるけれども、実際は逆であり、地方分権というかけ声は進んでいるが、財政的にはむしろ厳しいほうに推移している。

そういうことなので、県としては、この5年間の計画が終わった後、すぐ引き続いて新しい計画、それも行革と財政を一体化してやらなければいけない。それから、おそらくその中身もかなり変わることを想定しているのだと思う。

今の改革は、皆さんご承知のとおり、雑巾をずっと絞って、絞ってということをやってきて、項目があとどんなところが残っているのだろうかと思うようなところまで全面的に見直してきているわけで、これをさらに新しい段階に進めるということになると、相当新しい発想でいかないといけないのかなと思う。

それで、我々の5年が過ぎてから次の5年の計画をするのではなく、5年目のところで先に、次の新しい計画を進めたいというのが県の意向である。

これに関して、田中委員から事前意見があったので、お願いする。

田中委員

- 資料を読ませていただき、素朴な質問を1つ伺いたい。
資料4の中にある、北東北3県の中で本県の人件費が一番高い、その理由は一体何であるかということ。
それから、普通建設事業費が東北の中でトップである、その原因と
いうか理由は何であるかという素朴な疑問を持ったので、質問したい。

財政課
福田課長

- 今ご質問をいただきました2点についてお答えする。
まず、人件費について、北東北3県に比べてなぜ本県の人件費が高いのか。これは、職員数が多いということが基本的な要因であると考えている。
平成18年4月1日現在の職員数を一般行政部門で申し上げますと、

青森県は5,039人、岩手県は4,631人、秋田県は4,263人となっており、本県は職員数が多い。まさしくこういったことを踏まえて、現在、定員適正化計画を進めており、5年間で800人、純減率でマイナス15%となっているが、これは全国第2位の純減率ということで取り組んでいる。

一方で、個々の方の給与の水準ということについては、県財政、本県職員も一般の県民の方の生活と離れてあるわけではなく、そのため県民の皆様方に痛みを強いているということをつかち合う観点から、特例的な給与減額にご協力をいただいているところであり、その結果もあって、国家公務員を100とするラスパイレス指数でみると、都道府県の全国平均が99.2であるのに対し、本県は現在98.2となっている。

- 続いて、普通建設事業費についてであるが、平成7、8、9年は、バブル崩壊後、国の類似の経済対策があったので、それに呼応して全国的に普通建設事業費が大きく増えたという状況があった。それ以降になると、本県は公共事業に非常に高い比率で依存している面もあったために、その抑制というものが他県よりも少し遅れて、その結果、平成10年度以降も他団体と比べると高い水準で推移したことによって、結果として、他県との乖離が拡大したということである。

しかしながら、それ以降については、他県の平均に近づくべく、乖離がかなり縮小しているところであり、事業費はまだ引き続き、東北の中ではトップということではあるが、そういう状況である。

その他に、本県の特殊事情も実はあって、1つは、新幹線の建設に係る負担金といったもの、そして、県境の不法投棄の問題も、実は普通建設費の大きな要因を占めている。

もう一つ、本県の地域経済・雇用の面に関しては、生活創造、公共重点枠経費ということで、別途これを設定し、事業費の総額の確保ということに努めている部分も一つの要因にはなっていると考えている。

以上です。

今委員長

- ありがとうございます。田中委員、よろしいですか。
ほかの委員の方、新しい取組の段階に移りたいという県の意向であるけれども、これに関してご意見はあるでしょうか。
はい、どうぞ。

山本委員

- 基本的にはこのような方向で対応せざるを得ないのかなという感想は持っているが、そういう意味で、1つは、可能・不可能はともかくとしても、国に対して今の地方交付税の交付のあり方を主張していくべきだと思う。
そうでないと、法人二税などを含めても、青森県の場合は他の道県

財政課
福田課長

と違って相当弱いわけである。そのことがまた、自主財源が依然として弱いという財政状況にあるわけなので、少なくともこの辺は、今、地方の格差という中では青森県も 8 道県の中に入っていて、相当悪い状況にあるわけだから、そのことを十分政府に理解をさせるように、まず、そういう主張はしていくべきであると思う。

- そういうことを前提にしながら、これからいろいろな意味で、もちろん今までもそうしてきたのだろうと思いますが、大きな政策判断をしなければならない時期が来るのではないかと。

例えば、こういう財政状況でくると、国民や県民の社会保障関係、確かにこれは保障されるに越したことはないが、そのような社会保障関係の部分での政策判断をどうするのかという財政絡みの中で、これが求められると思うし、それから、もう一つ例を挙げるとすれば、新幹線の負担事情もあるが、新幹線の 2010 年の開業以降の青い森鉄道の展望がどうなるのかということもある。今、依然として赤字なわけであるので、赤字のままで引き継いでいくということについては、県民の側からも支持されないと思うし、そういうような幾つかの大きな政策判断をしていかなければならない時期になっているのではないかと。

その辺のところを、大変苦労すると思いますけれども、よろしくお願いしたい。

- 今、山本委員からご指摘いただいた、特に交付税のところは、まさしくおっしゃるとおりである。

資料 4 で説明したように、巨額の財源不足をこれからどうしていくのかについては、1 つは、行財政改革、本県でやるべきことはしっかり本県としてやらなければならない、これはまず基本になると思っている。同時に、今回の問題は、地方交付税総額が大幅に減少した、特に、本県のような財政構造、自主財源に乏しいようなところ、逆に言うと、雇用情勢も表裏一体でくっついてくるものなのかもしれないが、そういったところへの減少幅が大きかった。

資料 4 の参考資料にあるように、地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額でみると、本県はマイナス 3 % である。実は、都市部では地方税が伸びており、一方、地方では非常にマイナスが厳しい。こうしたことが地域格差の問題でどうあるべきなのかといったことに関して、今、ご指摘いただいた形で、まさに知事、あるいは、議会の先生方も超党派で取り組んでいただいたり、国に対する要請活動、これは国に対して本県のような財政力の弱い団体であっても安定的な財政運営ができるようにということを強く主張していただいておりますし、また、今後もそうしていかなければならないと考えている。

- また、政策判断の問題、まさに今後、これ以外にも並行在来線なり

いろいろな形で難しい問題が山積しているが、そうした中で、本県としてしっかりやるべきことはやる。その中で何ができるのかといったことをきちんとこれから検討し、議論していかなければならないと思っている。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げたい。

程川委員

- 今後の行財政改革の推進体制について、1つ気になる点があり、申し上げたい。

当委員会では、行財政の観点でお話を進めてあるわけであるが、青森県には総合開発計画なるものがある。その観点で、生活創造プランの中で考えてみた場合には、住民に対する、県民に対するサービスの低下はないかという観点に立ち戻ることになる。

その一例として、県の高校の再編のことがある。子供たちは、自分の目指す高校に入る希望を持っているわけであるが、再編により定員が少なくなる、そして隣町の高校へ通わなければいけなくなるなど、希望にそぐわない点がいろいろある。それに関して、この行財政の感覚から規模を縮小していかなければならない、適正化していかなければならないという観点に入っているように最近感じるのだが、総合開発計画という、人をつくるという感覚から入れば、学問を学びたい、また、高度な学問を学びたいと思う者には適正な定数を維持することも必要ではないかと思う。一律240名のところを200名にせざるを得ないのではなく、そこを出て学びたいということがあれば、その方向性も鑑み、人をつくるということに力を使ってほしいと思う。

要約すると、お金ありきで人は動かない、育たない。人にお金をかけてほしい、削るところばかりではなく、かけてほしいなという思いからの発言である。

以上です。

財政課
福田課長

- まさにその辺、重要なポイントに今後なろうかと思っている。

まず、一般論から申し上げれば、やはり時代の変化が激しいということ。特に、今、事例を挙げただいた高校、これは中学の卒業生数ということで、児童が非常に大きく減少しているという状況を踏まえて、こういった形の学校のあり方がいいのか。こういったことは、時代の変化に応じてそれぞれの体制を見直していくということは当然に必要であり、そういったことをまず考えていかなければならないということは1つある。

そして、もう一点として、従来、財政改革プランのスタートと生活創造推進プランのスタートは1年ずれていた。今回はそれを、行財政改革も平成21年度、生活創造推進プランも平成21年度とスタートを合わせることによって、相互にいろいろ、同時並行的な検討作業の中で、まさに仰った人づくりがどうなのか、それを支える行財政基盤

のあり方はどうなのか、そういったことをよく検討していかなければならない。

まさに今、このタイミングでお願いするのは、その意味も一つあって、そういったものを踏まえながら今後考えていかなければならない。非常に難しい問題だと思っている。

今委員長

- ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。
田中委員、お願いします。

田中委員

- 小さなところをいじくりながら今まで来たわけだが、それでもなかなかうまくいかないというのであれば、何か大きな変化というか、これは実現が可能かどうかは別として、そういうことを考えざるを得ないのではないか。

これからも行財政改革ということで取り組んでいただきたいわけであるが、例えば、行政のムダをなくするという観点からいうと、朝日新聞の社説が特集を出している、また、舛添厚生労働大臣もよく言うが、最終的には道州制にいかざるを得ないということを言っている。道州制はいろいろ言われるが、なかなか進展はしていないというのが実情であるけれども、そういうようなことがあり得る。

そして、市町村、民間にもっと権力、権利を移譲するという観点からいうと、県の6カ所に県民局というのを設置しているわけであるが、それが市町村をバックアップするという体制をもっと強めて、県の役割を思い切って小さくする。道州制ということになると、そういうところにもいくわけだが、これは実現可能かどうか知りませんが、私が思うには、県の役割をもっと小さくするということが必要だと思う。

そして、思い切って民営化をさらに進めていく。いつか、広報の仕事とか、図書館の仕事とか、税の取り立ての仕事、出前講座とか、こういうものを将来民営化しようという考えもあるのだということを、新聞が何かで見たことがあるが、もっと思い切った民営化を実施していく。民間ができることはもっとあるはずで、それを思い切って民間に移していく。そして、市町村、民間をバックアップするための県民局をもっと重視する。そして、県の仕事を思い切って減らしていく。最終的には、道州制ですから、青森、秋田、岩手、そこに一つ大きなものができて、そうすると、各県の県庁は、いわば支所のような感じで小さくなるわけである。それから、国の出先機関をなくしていくとか、大ざっぱに言って、広い視点から見まして、行政のムダをなくしていくといったような大きな改革、大きな変化がない限りは、依然として小さいことをいじくりながら、果たしてまた可能なのかどうかということで、5年、10年、20年と続くのではないか。

国の政策にもよるわけであるが、大まかな思い切った変革がない限

	りは、いつまでも小さいところをいじくっていくということが続くのではないかというような感じがしている。 答えは知らないが、私の思っているところを述べさせていただいた。
今委員長	○ ありがとうございました。ほかに。 加賀谷委員、お願いします。
加賀谷委員	○ 今、田中委員が仰ったことは、まさに地方分権を進めるそのものの中で検討されるべきことだと思うし、私もそう思う。今回、いろいろと平成１６年度から進めてきた成果、まず、これまでの取組、成果については十分評価できるのではないかと私は思う。 この成果を踏まえつつ、今後の執り進め、先ほどの財政課長さんのご説明と今後の推進体制について、これまでの成果を踏まえつつ、このような推進体制で、ブレることなく青森県行財政改革に突き進むということが必要ではないかと思っている。 本来の地方分権の執り進めについての国等への働きかけについては、地方六団体等を率いて、先だって１０月１５日の総決起大会にあったように、山本委員からのお話もあった、いわゆる地方交付税の総額確保というか、増額に向けた取組も並行して進められるべきだと思う。 大きくこれまでの取組の成果は評価できることと、これからの推進体制について、お考えの方向でよろしいのかなと、私はそう思う。
今委員長	○ ありがとうございました。 佐野委員、お願いいたします。
佐野委員	○ 今回で４年間続いたということで、いろいろな行革が進み、さまざまな時点で成果が出てきているわけであるが、詰めることも大事、また、さらに農業者にとっては税金を大いに払えるような指導体制というものも必要だなとつくづく感じた。 さらに、営農大学校については、これからの農業後継者の育成になるわけであるが、大学校が、学生だけでなく一般の農家の人たちにもいろいろな研修の場として使えるような推進方法というか、これからのいろいろな委員会等々で検討していただきながら、県民の所得が上がるような農業政策を出していただきたいと思う。 以上です。
今委員長	○ ありがとうございました。皆さんからたくさんご意見をいただき、この辺でまとめたいと思う。 ○ 最後、皆さんから大きな意見も幾つか出て、地方分権等に関して、

国にもっと意見を言うべきだというご意見が出た。これまでの我々の審議の検討、過去４年間の検討を踏まえて、大変実感のこもったお話だと思った。

- それから、県民サービスの低下について、十分考えなければいけない。これは私も考えており、先ほどいったけれども、絞って、絞って、さらにまたこの次やらなければいけないということになると、県民サービスに対して県がやること、県がやらなくても公のところで何かできること、その点に関しての新しい見方のようなものがなければ、なかなか難しいところがあるのではないかという気がしている。
- いずれにしても、さまざまな意見があったが、これまで我々がチェックをしてきた実施計画が順調に進んできているということ。それから、それに基づいて一定の財源確保がなされて、生活創造社会の実現に向けた前向きな施策が実施されてきているということ。こういうふうな形で、我々のチェックが着実に効果を上げているのではないか。これは次の委員会に引き継いでよろしいのではないかと考える。

また、次の委員会は、先ほど申し上げましたように、すぐ引き続いて仕事をするためには、来年度から動いたほうがよろしいということであれば、我々の委員会の活動と重複することは避けたほうがよろしいのではないかと思う。

そういうことで、残り１年間のチェックと、我々が当初付託されておりました５年間の総括を次の委員会に引き渡す、バトンタッチをするということで、本委員会の活動は本日をもって終了いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- どうもありがとうございました。
先ほど来申し上げているが、環境が好転するどころか、地方分権という方向もかなり不確実な状況になっている。少し見通しがよくなるのではないかというのも見えつつあるが、それをあてにすることはできない状況であるというのが実際のところだと思うので、新しいアイデアを取り入れて、次の段階でよりよい方向で、この厳しい状況を乗り切れるような案をつくっていただきたい。
- 委員の皆様方には、この４年間、真摯にご意見をいただきました。率直な討論ができたと思っています。ご協力に感謝いたしたいと思います。どうもありがとうございました。
それでは、以上で審議を終了いたします。

若宮行政改革・
危機管理監

- 本日は長い時間、それから、これまでの４年間、本当に貴重なご審議、アドバイス、そして示唆をいただきまして、本当に感謝しており

ます。

委員長からも先ほどお話があり、また、財政課長からも説明申し上げましたが、平成１６年度時点、いわゆる行政改革、財政改革を始めた時点での、人の体に例えれば、そのときに負っていた傷はほぼ癒えている。これは、行革もかなり徹底・加速し、財政改革も当初よりかなり大幅な予算編成努力などを徹底したことで、この４年間でほぼ見通しが立ったのに、残念ながら、その後平成１７年度以降の影響が、体に例えれば新たな傷ができて、その傷口が広がりつつあり、道半ばを余儀なくされているという状況であると思います。

先ほど委員から、これからは大きい改革が必要なのではないかというお話がありましたが、職員の８００人削減をはじめとして、これまでも皆様のいろいろなご審議をいただいたおかげで、かなり大きいことをやってきたと思っております。それでもなおかつこのような状況で、道半ばを強いられ、さらなる改革が求められていると考えております。かといって、行政の場合は、仕事を辞めて、休んで、入院して、復帰するというわけにはいかない。そういう状況の中でも、県民の福祉の向上、青森県の発展のために、やるべきことをしっかりとやらなければいけないということでございます。

そういうことから、まさに青森県の将来のためにも、倒れないようにするだけではなくて、必要なことに対応していくためにも、平成２１年度以降の行財政改革を、まさに原点に返った検討もまた私ども徹底してやりまして、対応していきたい、頑張っていきたいと考えてございます。

皆様には、４年間本当にありがとうございました。今後も引き続き行政改革・財政改革にご理解とご協力をいただければありがたいと思っております。本当にありがとうございました。

行政経営推進室
小笠原副参事

○ 以上をもちまして、「青森県行政改革推進委員会」を終了いたします。